

## 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（抜粋）

### 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

#### (1) 実績値

「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、令和3年4月1日時点における実績値に基づく。

#### (2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行う。

※ 実績値／量の見込み $\leq$ 90% 又は 実績値／量の見込み $\geq$ 110%

#### (3) 要因分析の分析

「推計児童数」、「潜在家庭類型」及び「利用意向率」に関し、乖離している要因について分析する

※ 「量の見込み（人）」＝「推計児童数」×（「洗剤家庭累計」×「利用意向率」）

#### (4) 「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行う。

#### (5) 提供体制の確保の内容の変更

「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討する。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行う。